

令和6年度 有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

大気汚染防止法に基づき、令和6年度に実施した有害大気汚染物質モニタリング調査結果は、次のとおりです。

1 調査の概要

- ① 調査地点 一般環境大気測定局 市役所局
- ② 調査回数 年6回（1回/2月）

2 調査結果

- ① 環境基準が設定されている物質について調査した結果、全て環境基準を達成しました。（表1）

表1 環境基準設定物質の調査結果

（単位：μg/m³）

物 質 名	調 査 結 果 (注1)		環境基準 (平均値)	令和5年度の 全国の状況 (注2)
	平均値	範囲		全体平均値
ベンゼン	0.48	0.22 ～ 0.93	3 以下	0.65
トリクロロエチレン	0.0063	< 0.003 ～ 0.011	130 以下	0.27
テトラクロロエチレン	0.032	0.010 ～ 0.054	200 以下	0.076
ジクロロメタン	0.67	0.29 ～ 1.3	150 以下	1.3

- ② 指針値が設定されている物質について調査した結果、全て指針値を満たしていました。（表2）

表2 指針値設定物質の調査結果

（単位：μg/m³）

物 質 名	調 査 結 果（注1）			指針値 （平均値）	令和5年度の 全国の状況（注2）
	平均値	範囲			全体平均値
アクリロニトリル	0.0040	< 0.0002	～ 0.022	2 以下	0.041
アセトアルデヒド	1.3	1.1	～ 1.8	120 以下	2.1
塩化ビニルモノマー	0.0062	< 0.002	～ 0.016	10 以下	0.026
塩化メチル	1.2	0.98	～ 1.4	94 以下	1.4
クロロホルム	0.14	0.091	～ 0.18	18 以下	0.24
1,2-ジクロロエタン	0.13	0.033	～ 0.34	1.6 以下	0.14
水銀及びその化合物	0.0014	0.0012	～ 0.0016	0.04 以下	0.0017
ニッケル化合物	0.0010	0.00024	～ 0.0018	0.025 以下	0.0022
ヒ素及びその化合物	0.0012	0.00015	～ 0.0041	0.006 以下	0.00093
1,3-ブタジエン	0.044	0.014	～ 0.11	2.5 以下	0.060
マンガン及びその化合物	0.0052	0.0016	～ 0.014	0.14 以下	0.016

- ③ 環境基準等の定められていない物質については、環境省がとりまとめた令和5年度の全国平均値を下回っていました。（表3）

表3 その他物質の調査結果

（単位：μg/m³）

物 質 名	調 査 結 果（注1）			令和5年度の 全国の状況（注2）
	平均値	範囲		全体平均値
クロム及び三価クロム化合物	0.0014	0.00055	～ 0.0032	クロム及びその化合物として 0.0036
六価クロム化合物	0.00012	0.000068	～ 0.00018	
酸化エチレン	0.038	0.022	～ 0.058	0.067
トルエン	1.9	0.79	～ 3.6	4.6
ベリリウム及びその化合物	0.0000047	< 0.0000009	～ 0.000015	0.000019
ベンゾ [a] ピレン	0.000027	0.0000035	～ 0.000080	0.00013
ホルムアルデヒド	1.6	0.74	～ 2.6	2.4

（注1）測定値が検出下限値未満のときは、測定結果を検出下限の1/2として年平均値を算出した。

（注2）環境省がとりまとめた地方公共団体等における一般環境の有害大気汚染物質モニタリング調査結果